

法書士関係では平成十五年の四月を施行時期として考えております。

それに合わせまして、研修を実施する法人を指定する省令を制定いたしまして、その法人から研修を提出していただいて、法務大臣が研修として相当であるという指定を行います。その上で、その指定された法人に研修を実施していただけで、法務大臣が認定を行ふ、「こうすることになり、法務大臣が認定を行ふ、「こうすることになり、法務大臣が認定を行ふ、「こうすることになりますので、どの程度の時期に研修を実施していただけたかということにかかわりますが、そう遠くない時期に研修が実施されると思ひますので、研修実施後速やかに認定をするということで行いました」と思つております。

○塩崎委員 先ほどの大臣の御答弁の中でもう少し明確にしてもらいたかったのは、この事物管轄の範囲内において弁護士と司法書士は国民から見れば同じだというふうに考えていいのかどうかといふ点だけ簡潔にお願いいたします。

○森山国務大臣 与えられた権限の中では全く同じ権限がおりになります。

○塩崎委員 ありがとうございました。司法書士についてもう少しお尋ねをいたしますが、その前に、土地家屋調査士法の第六十八条と第五十九条第一項に規定する事務」というのに「第六十八条第一項に規定する事務」というふうに考えていいリファーがあるわけですね。「非調査士等の取締り」というところの規定でありますけれども、司法書士法と比べると少しわかりづらくて、これは何を指しているんだと。

これは、実は公団の規定を指しているんですね、六十四条というのは、その「第一項に規定する事務」ということであるのですから、何をもって「非調査士等」というのかというところがよくわからないので、どうも全国の調査士の皆さん、これは何じや、こうのことになっているらしいので、司法書士法と同じような書き方をしていただいて、第三条をリファーしてくればよかつたんでしようが、この辺についてもう少し明確にしていただいた方がいいんじゃないかなと思

います。

○房村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、今回の法案の六十八条のことでは、「調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者(協会を除く。)は、第六十四条第一項に規定する事務を行ふことを業とすることができない。」ということで、調査士以外の方に禁止する業務を規定しているわけです。

この六十四条第一項というのが、これまた御指摘のように、公共団体登記土地家屋調査士協会の業務として、「協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一号並びに同条第一号及び第三号(同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務を行ふことをその業務とする。」こういう条文を引いているのですから、あたかも協会の行う業務に限るよつて誤解を招くおそれがあるという御指摘だらうと思います。

条文的に申しますと、六十八条で引用しております「六十四条第一項に規定する事務」というのは、この六十四条第一項の中の調査士の業務を規定しております「第三条第一号並びに同条第二号及び第三号(同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務」、これを指しておりますので、直接的に協会が行う事務ということではなくて、調査士の行う事務、これがたまたま条文も非常に近いということで、同じ文言をすぐ直後に繰り返すのはいかがなものかということで「六十四条第一項に規定する事務」という書き方をいたしまして、やや専門的に過ぎたかなとは反省しておりますが、法律的には誤解の余地はないと思つておりますので、御理解いただきたいと思います。

○塩崎委員 わかりました。

次に、司法書士法の問題でありますけれども、今回、訴訟事件等の代理権は付与していくことになったわけでありますけれども、これは大臣において、今後の検討課題とさせていただきたいと思

件については、司法書士制度改革の中でもまださら

にこれから検討しようということありますけれども、将来の民事執行事件の代理権が司法書士に与えられる可能性というものをどうお考えになつておられるのか、端的にお答えいただきたいと思います。

○森山国務大臣 民事執行事件には、相当高度な専門的な知識が必要でございます。簡易裁判所が扱う事件とはされておりません。そのため、司法制度改革審議会におきましては、議論の結果、そ

の最終意見では、民事執行事件についての司法書士に対する代理権付与は盛り込まれなかつたわけ

でございまして、将来の課題として位置づけられたものと理解しております。

私いたしましては、新しい権限を得た司法書士が簡易裁判所の民事訴訟などを、新たにその権限を得たという実績の上で、さらに検討していくべき

べき課題ではないかと思っております。

○塩崎委員 国民の理解を得るということが大事

だと思いますので、司法書士の皆さんには頑張つていただいて、この点についてもさら展望が開かれるようにになつたらな、こう思います。

それから、外国人登録法というのがあります

が、実は二年前に私は参議院にいたときにこの問題をお聞きしたことがあるのですが、当時、白井

法務大臣並べてこの中身を見ると、道路公團とか住宅金融公庫とか、これから民営化されたり廃止されたりするところの人たちができるで、司法書士ができるないというのも変な話なんですが、ぜひこれも前向きにお願いをしたいと思います。

きょうは時間厳守ということもですから、土地家屋調査士の役割も大分変わつてくると思いますので、そういう意味で、入管の方でも、特殊

法人並べてこの中身を見ると、道路公團とか住宅金融公庫とか、これから民営化されたり廃止されたりするところの人たちができるで、司法書士ができるないというのも変な話なんですが、ぜひこれも前向きにお願いをしたいと思います。

きょうは時間厳守ということもありますから、それで質疑を終わらせたいだときたいと思います。

ありがとうございます。

○塩崎委員 細かいところにこの問題

が、実は二年前に私は参議院にいたときにこの問題

さあ、今回、この代理権も部分的ながら与えられるようになった、これで司法書士も請求ができるようになつた。これで司法書士も請求ができるのかどうか。この点についてのお答え並びに展望について、端的にお話しをいただきたいと思います。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、新たに付与されます簡易裁判所におきます訴訟代理権の範囲内で前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○塩崎委員 範囲内で前向きにということであります。その前向きにというのは、どういう前向きのかはこれからよく我々も一緒に議論してまいりたいと思いますが、今後の議論を深めることができます。

たしたいと思ひます。

あわせて、この公団協会については官公署から受託をするわけでございますけれども、今、行政改革等が進められておりまして、従来官庁だったところが独立行政法人等に移行するということがござります。独立行政法人など行政改革の進展に的確に対応するように、この受託対象の官公署についても随時検討を行うべきというふうに考えますが、この点についてもあわせて確認をいたしたいと思います。

○原木政府監考人　お答え申し上ります
去半　官公署その他の教令で定めらるゝのバニ

すが、官公署その他の行政令で定めるものを行なう各種の公共事業につきましては、事業の性質上、不動産の登記の嘱託が大量かつ一時期に集中するということがあります。そのため、専門的知識、技能を有する土地家屋調査士が、公共嘱託登記士地家屋調査士協会という法人をつくりまして、組織的にその嘱託登記事件を受託するということを法律上認めているわけでございます。

○石井(啓委員) この公団協会については、公共団託登記の適正処理、こういう業務を行つてきたのみならず、法務局の既存地図の整備作業とか不動産登記法十七条の地図作成作業、こういった法務行政にも大きく貢献してきたというふうに実績があるということでござりますので、今後も十分な役割を果たせるよう的確な配慮をお願いいたしたいと思います。

結んで、司法書士の関係でござりますけれども、今回、簡裁において代理権を与えるわけであります。この研修について、現在約一万七千人の司法書士の方がいらっしゃる、このうちどちらの方方が御希望をされるか、私も把握はしておりますけれども、この希望者ができるだけ速やかに、全員この研修が受けられるよう、そういう適切な配慮を行っていくというのが、制度をつくった以上これはやはり国の責務だと私は思っております。

大体一ヶ月間の研修というふうに聞いておりま

すから、まず当初は、なるべくこれは頻度を高くやつていただくということが必要だと思ひますし、あるいは過疎地とか島嶼部、そういう遠隔地にいらっしゃる方への配慮というのも当然必要だ、そういう円滑な研修をぜひ行つていただきたいと思っております。

あるいは裁判官というふうに聞いておりますから、こういった関係機関の支援の要請等の適切な措置もぜひお願いをいたしたいと思つております。

その点について確認をいたしたいとの、また、この研修を受けた上で法務大臣が考査を行つて認定を行うということでありますけれども、その認定の考え方について確認をしておきたいのです。が、法曹資格の場合は年間何人という枠をつくつているわけですけれども、そういう人数枠を設

定するような考え方があるのかどうか、この点で

○房村政府参考人 研修のお話ですが、一万七千名いらっしゃる司法書士のうち、どのくらいの名いらっしゃる方で、おおむねどのくらいの年齢の方が多いのか、がこの点について確認をしておきたいと思います。

○石井(齊)委員 よくわかりました。ぜひそういった方向でよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それから、統いて司法書士の件でありますけれども、今塙崎委員の方からも若干問題提起がございましたけれども、今回、代理業務として簡裁の訴訟等が代理ができるというふうになつてゐるんですけども、上訴の提起及び強制執行については外されているわけであります。ただ、これについては排除する必要はないんじやないかという指

○房村政府参考人　今回、司法書士の方々に訴訟代理権を付与するという法案を提出いたしました。背景は、司法制度改革審議会において、国民の利便性に資するために司法書士の専門性を活用すべきだということで、訴訟代理権を付与すべきだという結論が示されたことを受けたものでござります。司法制度改革審議会の御議論において、司法書士の訴訟代理権について、まずは簡易裁判所における訴訟代理権ということが議論されたわけであります。

「ございますが、これは、地方裁判所以上のことに
なると法律的にも相当複雑な問題が含まれ、当初
からそこまで与えるのはいかがなものかというよ
うなことで議論がなされたものと承知しております。

審理が当地裁判所にあります。また訴訟執行事件も
地方裁判所の管轄になりますので、そういうふたと
ころについてはやはり簡裁における通常の訴訟よ
りもより高度な法律的問題が含まれるというよう
なことで見送られたということでございますの
で、それを受けて、今回、私どももその点は除い
た訴訟代理権としたわけでございます。

そういう意味で、控訴審での訴訟進行ができるな
い司法書士の方々に、控訴審への控訴状の提出、
控訴の権限を与えると、かえって控訴審における
代理権を持っているものと誤解を招くおそれがあ

りますし、また、控訴状だけは提出したけれども後の訴訟追行が一切できないということでは、依頼者との関係でも困ってしまうのではないかといったことから、今回は控訴の提起も代理権から除いたということです。

ただ、これは、先ほど大臣からも答弁申し上げましたように、今回与えられた訴訟代理権を司法書士の方々が適切に行使をする、実績を積むことによって、それを踏まえて将来的に検討をする課題だというふうには考えております。

○石井(啓)委員 通常、一審の代理権の範囲といふのは控訴の申し立てまで含むというふうに解されているというふうにお聞きしていますけれども、それはそうでしょうか。ちょっとと確認します。

○房村政府参考人 それは御指摘のとおりでございますが、ただ、通常は控訴審における代理権が法律上は制限されてしまつて、従来、ある意味でそこになつておられるというふうにお考へしたように、基本的に、地裁レベルでの訴訟代理権の付与は、今回、先の検討課題といふことになつておりますので、そういう点で、やや司法書士の方々には御不便かもしませんが、当面は控訴も代理権の範囲から除外させていただいて、将来的な課題として検討したいというふうに考へているところでございます。

○石井(啓)委員 それでは、これはぜひ、今後の司法書士さんの実績を見た上で、課題として十分検討していただきたいと思いますけれども、直ちに地裁における代理権を求めておるわけではありませんで、控訴の権限だけでも差し上げても、今民事局長がおっしゃつたように、一審の代理権はそもそも控訴の申し立てまで含めているわけですから、この上訴の提起だけ外す必要は別にならないのではないかというふうに私は思つております。その点について申し上げておきたいと思っております。

それから、最後に報酬規定について伺いたいと思ひますけれども、今回、司法書士会、土地家屋

調査士会の報酬規定を削除するわけであります

が、これは、報酬規定が本来は報酬の標準というふうにされているにもかかわらず、実際はそれが実際に受けるべき報酬といふ位置づけられているのではないか、競争が行われないのではないかと

いるのではなく、今回、規制改革推進計画の一環としてこの報酬の規定が削除されたというふうに伺っております。

ただ、一方で、では利用者が報酬の相場なり目安なりをどうやって判断すればいいのか。逆に、それがなくなつてしまつて、従来、ある意味でその報酬基準というのが、報酬のいわば上限、それ以上上がらない、そういう上限を規定したという役割もあつたと思うんですけども、それがなくなつて本当に大丈夫なのかという、利用者の観点からも代替措置というのをどういうふうにお考へなのか、確認をいたしたいと思います。

○房村政府参考人 今回、会則記載事項から報酬に関する規定を削除するというのは、先生御指摘のとおり、自由な競争を促進するという観点からござります。

ただ同時に、御指摘のとおり、利用者からすると、自分が司法書士あるいは調査士の方々に依頼したときに、一体幾ら取られるのかわからないということでは、これは不安で利用できないということがなりかねませんので、そのための対策を講ずる必要があります。

現に、資格者団体では、会則で、資格者自身が定めた報酬額を事務所に掲示するというようなことであらかじめ依頼者に明示するというようなことを対策として考へているようですが、これまでの分野、こういうところにもきちり力をついた段階では、進出と言つてはおかしいですが、その形での答弁ではなかつたんですけれども、今まで、そういう分野もできるようになります」と、余りすつきりとことなりかねませんので、その後の司法制度の拡充につながる答弁がなされたところでございました。

今回の改正に限つていえば、これは審議会の意見書から導かれて当然の帰結でございましたが、むしろ今後どういう方向にこの司法書士の制度が進んでいくかということが注目されるところだらうというふうに私は考へております。今回の改正によりまして、能力の担保の上で、簡裁の代理権等がうまく機能して、充実がさらに図られた

ております。

○石井(啓)委員 これはぜひ利用者が不利益をこうむらないような実効性のある措置をお願いしたいと思いますし、また、法施行後もこれはきちんとフォローアップをしていただきたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○細川委員 民主党的細川律夫でございます。

司法制度改革審議会の議論あるいは規制改革の議論の成果といたしまして、今回の改正案が提出されました。これは、司法書士あるいは土地家屋調査士の皆さんと、それから利用者である国民の皆さんにとっては意義のある改革になるのでは

ないかということで、私は大変喜ばしいというふうに考へているところでございます。

昨年の六月でござりますけれども、この委員会におきまして、弁護士に隣接いたします法律専門職種について、佐藤司法制度改革審議会長あるいは森山大臣にいろいろ質疑をいたしました。

その中で、私の方から、将来の司法書士制度といふものはどういうふうに持つていくのが理想的なかということを尋ねました。この質問に對しましては、山崎政府参考人は、「多方面の法律的分野、こういうところにもきちり力をつけて、難しくて、わかりにくくて余り身近ではないという問題点を少しでも解消して、国民に使いやすいものにしていきたい」ということが大きな眼目でござります。

そのような観点から申しますと、もちろん弁護士さん初め今法曹と言われている人々の数も必要でございますが、仕事はさらには大きく、多岐にわたります。

社会全体が、今まで事前の規制型でありましたが事後チェック型になるということがもう目に見えておりますので、そうなりますと、司法全体の役割は、今までよりはるかに大きく、重くなつてくる。そうなりますと、法曹の皆さんをふやすのは必要でありますけれども、周辺の業務をなさつていらっしゃる方にももつと大きな役目を果たしていただきたい。その非常に重要な部分が司法書士の皆さんの役割ではないかというふうに思つております。

司法書士の皆さんは、今まで登記の代理の業務とか裁判所に提出する書類の作成などを中心にいたしまして、全国にあまねく所在しておられま

活動しております司法書士の皆さんに、より法律専門職としての幅広い位置づけがなされていくんじゃないかというふうに考えております。

しかし、その一方では、司法制度改革によりまして弁護士の数がこれからたくさんふえるということが予想をされておりますので、司法書士の本業である登記とかそういうところにも弁護士の仕事が進出をしていく、こういうことも心配する必要があります。

して、むしろ弁護士さんよりは全国の隅々に広くいらっしゃって、国民に身近な法律家という役目を從来も果たしておられました。

今回認められます簡易裁判所における代理権を有する司法書士がふえてまいりますと、從来に増して国民にとって身近な、そして頼りがいのある法律家として、その分野においてさらに大きな役割を果たしていくだけのではないかと期待しております。

庭裁判所あるいは民事執行などについて代理権を付与するというようなことについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

もちろん、今回の改正によって能力担保システムがきちっと確立をして、国民の皆さんから司法書士に対する信頼がきちっと増した場合、そのときにそういうようなことを速やかにやっていくべきではないかというふうに私は思いますけれども、その点についてお考えをお聞きしたいと思い

しては同一事務所で司法書士あるいは土地家屋調査士の人たちが仕事をやっている、こういう場合もあるわけで、事实上はそういうワンストップサービスに踏み込んでいるという事務所がたくさんござります。

そうしますと、今回の法案でこれを別の法人にするということは、この司法制度審議会の意見書の中になりますワンストップサービスの趣旨に反するんではないかというふうにも思えるわけなんです。特に、司法書士それから土地家屋調査士、

方が法人の社員になることを認めますと、実質的に資格のない人がその職務を行うことを認めるににつながる。こういうことから、現在まで、法律が制定されております各専門職種の法人につきましては、いずれもその資格を持った人による社員となることを認めているという法制度になつております。したがいまして、今回の法律につきましても、司法書士法人については司法書士、土地家屋調査士法人については土地家屋調査士に、社員となる資格を限つておられるわけでございます。

に司法書士の制度というものがどういうふうになつていくのが理想なのか、この今度の改正によって簡易裁判所の訴訟などの代理権が与えられた、その範囲で十分やればそれで国民にも親しまれていいだろうということなのか、将来的にもっと権限をふやしていくのか、あるいは、そもそも弁護士の数がふえればほかのことも弁護士にやってもらえばいいから期待もできないのか、そこらあたりをはっきりさせていただく方が、将来の司法書士、今現在仕事をされている、あるいはこれから司法書士になろうとする人たちにとって一つの大きな目標ができるからいいのではないかと私は思っておりますけれども、今の御答弁で、関連して次の質問に移ります。

○横内副大臣　今回の法改正、司法書士の権限の拡大は、先生も今御指摘がありましたように、司法制度改革審議会の議論を踏まえまして、簡易裁判所での訴訟代理権の範囲で拡大をするということにしたわけでございます。

今御指摘がありました、家庭裁判所の家事事件だとかあるいは民事執行事件というようなことになりますと相当高度な法律知識を要するということから、その代理権を付与することについては、司法制度改革審議会としては今後の課題として位置づけたというふうに理解をしております。したがいまして、今回の新しい権限を付与された司法書士が、今後、その代理権を行使していく

この二つの職種というのは、監督官庁も全く同じでありますし、仕事も不動産の登記と共に通してい るわけなんです。そういう意味では、司法書士と 土地家屋調査士がそれぞれ別々に法人をつくるな ければいけない、これは一緒につくることができないということでは、このワンストップサービス の芽を摘んだような形になっているんです。

この点について、そのほかの隣接専門職種でも いわゆる法人化が今行われておりますし、今後も 法人化が行われると思うんですけども、そういう異業種の場合に、兼業しているような場合には 法人として一つにできるような、総合事務所の法 人化というようなことを積極的に推進すべきでは ないかというふうに考えますけれども、この点に

ただ、将来的な課題としては、御指摘のよう
にワントップサービスを実現するための総合的な
法人ということも当然検討はしなければならない
と思っておりますが、今申し上げたような専門資
格、特に業務の取り扱いを限定しているというう
との法律的な問題については、相当検討しなけ
ればならない課題が多いのですから、今後、各
専門職種の法人化の動向等も見ながら、引き続き
検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○細川委員 全体的な説明としては、理屈として
はわかるんですけれども、では、例えば一人の人
が資格を複数持っているような場合にはその理屈
は当てはまらないのではないかと、いうふうに思いま
す。

この司法書士の人たちにどういう権限、資格を拡充するかということについては、これは簡易裁判所の代理権としか、与えるということについてはなかったのですけれども、では、そのほかの、例えは家庭裁判所における家事審判とかあるいは家事調停とか、あるいは執行の代理権、こういうものについても、能力担保をきちっとできれば、当然代理権を付与するということはいいのではないか。むしろ、そういうことによって、今本人だけでもやっている家事審判なんかについても、あるいは調停などについても、身近な司法書士の先生方がついてやっていくということで、いい形、國民からの要望にこたえる形になっていくのではないのかというふうに考えておりますけれども、今後家

○細川委員 次に、ワンストップサービスについてちょっとお聞きをいたしますけれども、この司法制度改革審議会の意見書の中には、ワンストップサービス 総合的法律経済関係事務所の積極的な推進がうたわれております。こういうふうに書いています。「その際、異業種間共同事業の認可否については、更に検討すべきである」というふうになつております。

そこで、この今回の法律案では、司法書士法、土地家屋調査士法人というのが認められるということになつておりますけれども、既に業態と

○房村政府参考人 先生御指摘のように、利用者との立場からしますと、一つの事務所で異なる法律サービスの提供を受けられる、いわゆるワンストップサービスというのは非常に有用なものであります。そういうことで、現行法のもとにおきましても、異なる職種の方々が経費共同型で共同の事務所を持つということは容認されているということで、現にそういう事務所もございます。

ただ、法人化ということになりますと、法人の社員になりますと、当然その法人の職務執行権限を有しますし、また、法人に雇用される者に対する指揮命令もございます。そうなりますと、非資格者による業務の取り扱いを禁止しているような専門職種についての法人化の場合に、資格のない

うふうに思います。
次に、この改正案の内容についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、簡裁代理権の付与に係る研修並びに法務大臣における認定について伺います。

研修を実施する法人は省令で定めるということになっておりますが、この法人というのは日本法書士会連合会といふうに、この一つといふうに考えてよいのか、また、日本司法書士会連合会を指定してやらせるということについての理由をお聞かせいただきたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、研修を実施する法人については省令で定めることとしておりましたが、これは、簡裁訴訟代理関係業務を行うの

に必要な能力の習得に十分な研修を適正かつ確實に遂行できる法人というものを指定するつもりでございます。

御指摘の日本司法書士会連合会では、現在、裁判官、弁護士、有識者などによる検討会を設けて、この研修について検討を加えているということを伺っておりますし、また、從前から会員に対して研修を実施するという実績も積み重ねておられます。したがいまして、このような実績を積み、かつ、現にその実施のための検討をしている日本司法書士会連合会がこの省令で定める法人に該当する可能性は高いというぐあいには考えております。

いずれにいたしましても、法施行後、申請を待つて判断をするということになります。

○細川委員 それでは、法務大臣はその研修といふのを指定するということになつておりますけれども、実施される研修ごとにこの指定行為が行われるのかどうなのか。また、履修項目や当該課程の修了基準というようなものはどのように考えているのか。これらの点についてお答えいただきたく思います。

○房村政府参考人 御指摘の法務大臣による研修の指定ですが、これは、研修の内容、研修実施計画等を確認の上、行われる研修ごとに指定をするということになります。

この研修につきましては、司法書士が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を身につけるのに必要なものということが要求されるわけでありまして、修了しているかどうかにつきましては、この研修の実施に関する計画について審査をいたしまして、指定をする際に研修の修了要件についても検討するということになります。

研修修了の要件としては、出席状況であるとか研修態度、あるいは研修において提出されるレポートなど総合的に考慮して判断をするということにならうかと思つております。

○細川委員 それでは、この法務大臣の認定の際には、考査の実施というものが考えられるわけなん

ですけれども、この研修の履修目標と認定のシステム、これはどういうように位置づけられるの

か、この点についてお伺いいたします。

○房村政府参考人 まず、研修の目標でございまして、法廷に立つて、実際に訴訟代理人として法廷に立つて、実際には、何を身につけていただくということをございます。既に司法書士は裁判書類の作成業務は従来から行ってきておりますので、主として、実際には、訴訟代理人として立つために必要な能力、これを身につけていただくことによって与える

ことが、これは、要するに簡易裁判所の法廷に訴訟代理人として立つために必要な能力、これを身につけてお伺いいたします。

○細川委員 ですが、これは、要するに簡易裁判所の法廷に訴訟代理人として立つために必要な能力、これを身につけてお伺いいたします。

○房村政府参考人 まず、研修の目標でございまして、この研修について検討を加えているということを伺っておりますし、また、從前から会員に対して研修を実施するという実績も積み重ねておられます。したがいまして、こののような実績を積み、かつ、現にその実施のための検討をしている日本司法書士会連合会がこの省令で定める法人に該当する可能性は高いというぐあいには考えておられます。

○細川委員 いずれにいたしましても、法施行後、申請を待つて判断をするということになります。

○細川委員 それでは、法務大臣はその研修といふのを指定するということになつておりますけれども、実施される研修ごとにこの指定行為が行われるのかどうなのか。また、履修項目や当該課程の修了基準というようなものはどのように考えているのか。これらの点についてお答えいただきたく思います。

○房村政府参考人 御指摘の法務大臣による研修の指定ですが、これは、研修の内容、研修実施計画等を確認の上、行われる研修ごとに指定をする

ということになります。

この研修によつて目標とする能力が十分身についたかということを判定することを主眼に行うことになるかと思います。その認定を適切に行なうた

めには筆記式の考査ということが当然考えられるわけでございまして、そういうつもりで準備を進めております。

○細川委員 そこで、この指定と認定の制度について、ちょっと私なりに疑問を感じるところがござります。

それは、一つは、研修、認定によって簡裁の訴訟代理権を与えるというのが従前の資格制度について、ちょっと私なりに疑問を感じるところがござります。

代理関係業務を行うのに必要な能力を身につけるのに必要なものということが要求されるわけであ

りまして、修了しているかどうかにつきましては、この研修の実施に関する計画について審査をいたしまして、指定をする際に研修の修了要件についても検討するということになります。

研修修了の要件としては、出席状況であるとか研修態度、あるいは研修において提出されるレポートなど総合的に考慮して判断をするということにならうかと思つております。

でございます。

それから、これから現在資格を持っている司法書士の人たちに対して資格を与えるというのは、法

研修とか認定とかいうようなことによって与える

ということは、これは万やむを得ないとしても、

いんじやないかというふうに思ひますけれども、

理権限の活用の仕方いかんによつては、将来的には全司法書士にこういった権限を付与する道を検討するということは十分あり得ると思っております。

○細川委員 ありがとうございました。

それでは、次に、土地家屋調査士法の改正について若干お伺いをいたしておきます。

土地家屋調査士にしましても、司法書士と同様にこの将来像をきちっと見据えて、あるいはまた、司法制度改革審議会の意見書にあるように、専門職種の有する専門性を活用する方向に大きく踏み出すべきだというふうに考えます。

具体的には、例えば裁判外の境界紛争解決制度というようなものを創設して土地家屋調査士に権限を付与するというようなことなども考えられると思いますけれども、こういうADRといいますか、こういうことなども含めて、どういうふうに専門職種の有する専門性を活用する方向に大き

く踏み出すべきだというふうに考えます。

具体的には、例えば裁判外の境界紛争解決制度

といいますけれども、こういうADRといいますか、こういうことなども含めて、どういうふうに専門職種の有する専門性を活用する方向に大き

く踏み出すべきだというふうに考えます。

ただ、当然、新たな権限を付与し、しかも国民に重要な役割を果たすということになれば、その能力的な担保措置というのも必然的に必要になつたまゝになりますので、もし司法書士の方々全員に訴訟代理業務の権限を付与しようということになれば、この研修を全員に義務づけるということにならざるを得ないものですから、当面、私どもとしては、希望をする方々に研修を受けていただきたい

ただ、できるだけ多くの方にそういう道を通つて、いだくということを現段階では考えているわけ

について豊富な経験と専門的知識を有しておられるわけでございまして、そのようなことから、裁判外境界紛争解決制度が創設された場合には、ADR機関の構成員や申し立て代理人として積極的にその能力が活用されるものというふうに考えてお

ります。

○細川委員 次に、ちょっとこれは細かくなると

いいですか、実務的に問題になるので、このことについて確かめておきたいと思いますが、隣接の法律専門職種の法人化ということに当たりまして

は、どの職種でも問題になることがありますけれども、小規模企業共済の加入資格の問題がござります。これについてお伺いをいたします。

小規模企業共済とは、小規模企業の個人事業主や会社役員の方が事業を廃止したりあるいは退職した場合の資金を準備するための共済制度であり、いわば事業主の退職金制度というふうに言われているものでござります。これには従来から、

弁護士、税理士あるいは弁理士、そしてまた、この法案にあります司法書士、土地家屋調査士の方々の中にも、個人事業主として加入をしていた、あるいはしている人がたくさんございます。しかし、これまでのいろいろな法改正の中で法人化が認められた職種の法人、つまり弁護士法人あるいは税理士法人、特許業務法人、これらの法人というのと、小規模企業共済法上、会社というものに該当しないために加入対象から外されてしまっています。同様に、今度のこの司法書士法あるいは土地家屋調査士法の改正によりまして、司法書士法人、土地家屋調査士法人もこの小規模企業共済に加入資格がなくなるということになり

業態としては会社と同様な小規模な法人であつても、法人化したら直ちに加入資格がなくなるというのではなく、これは大変問題ではないかというふうに思います。

正それから土地家屋調査士法の改正によって、これまで司法書士さんあるいは土地家屋調査士さんがこの小規模企業共済に入っていて、そして今度同じように法人化した場合には、これをやめなければいけないということになるわけなんですよ。これはちょっと私は問題ではないかというふうに思っています。

これは今回の法案だけではないんですけども、いわゆる土業の法人化に伴いまして小規模企業共済加入資格が失われないように、今まで入っていたのが、法人化した、法人化したからそれをやめなければいけないというのではなくて、法人

化をしても、引き続きこの共済に加入して、ずっと続けられるというような法改正でなければならなかつたのではないかというふうに思いますけれども、この共済を所管いたしております中小企業庁、それから法務省から、それぞれこの点についてどういうふうにお考えになつてあるのかお聞きをいたしたいと思います。まず中小企業庁、これについてどういうふうにお考えなのか。

○園田委員長
佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典です
きょうは法案審査であるわけですが、これにも

遂げた結果、本年
ついて、起訴猶予

本事件は、三月二十九日、被疑者九名に

の前に、大変恐縮ですが、前回、三月の二十日の一般質問のときに私がお尋ねをした事項に関連して走説筋[「]を豈田とすると不起訴処分としております。

ただきたいと思います。
まず第一二、先段お尋ねいたしまして長子守り
重株が根をくわぐるに付はれ反かあたるにて
全体の秩序を維持し被害少年らを指導することにて
被害少年らに付はれ反かあたるにて

初等・中等少年院美保学園における教育の被収容の問題少うの指導等の措置を講じることが困難な状況に至つたことは、本件の問題として過渡取扱の状態が続いたことである。このことは、本件の問題として過渡取扱の状態が続いたことである。

な事件としての捜査も行われているということがございまること。

そのときには、まだその行為者に対する処分は決まっていなかった。ところが、こうした二重的の立場を考慮して詫び猶予としたと承知しております。

の佐々木(秀)委員 この処分の内容は、事業案の内容との比較で妥当なのかどうか、私はかなり問題意識がありますから、お聞きします。

形見物の受けたことなどないのか、そのことについてお知らせをいただきたいのだと思ひます。」
（鳥居女支事多喜） うつ身（つみ）をこつて

（昭和十四年正月）
お尋ねの御車両事案につきましても、なかなかたたけられですけれども、きょうは時間があ
りませんから、一応今のお報告を承つておいて、直後皮又名手に委託したと申します。そし
て、直後皮又名手に委託したと申します。

三名が停職一ヶ月、そして一名について減給、四名について我等の子供たちへつけておきます。これは御幸告を受けたたとしうことなどとて未きたいと思ひます。

各会員の名を記入して下さい。それと同様に、監督者名も記入して下さい。監督者名につきましては、園長及び次長を
或る、首席事務官等としまして下さい。口頭にて此旨を説明する旨を記入して下さい。

前回、私が質問いたしましたときに、昨年度一昨年度、これは通信傍受法が施行されて以後の問題でござります。この問題は、主として、(略)

なお、園長につきましては、本年三月三十一日
しました。ところが、三月三十一日の新聞各紙、こ

第一類第三號 法務委員會議錄第六號 平成十四年四月五日

れは一紙だけのスクープではありません、各紙一斉にですけれども、この通信傍受法の初適用があつたということが報道されております。

その報道によりますと、これは警視庁だそうですがれども、覚せい剤を密売していたとされる川崎市内の暴力団組員ら数人を覚せい剤取締法違反などの疑いで逮捕していた。その逮捕について、この通信の傍受について裁判所に令状申請をして、これが認められて、ことしの一月下旬から約十日間にわたって関係者の通話内容を傍受し、その上で逮捕をしているというような報道が出ていわけですが、この事実があつたのか、この事実は確かなのかどうか、これをまず警察庁にお尋ねしたいと思います。

○吉村政府参考人 平成十二年中と十三年中につきましては通信傍受法の実施がなかつたということがありますとおりであります。

しかし、平成十四年になりましてからの通信傍受の実施状況につきまして、随時これを明らかにいたしますと捜査上あるいは公判上の支障を生じるおそれがあるということで、これまでも随時の質問にはお答えを差し控えさせていただいているところであります。

もちろん、捜査が終了するなど、公表しても捜査上の支障がなくなつたという事案につきましては、通信傍受法二十九条に国会報告が定められてゐるわけでありますが、その国会報告とは別に、その概要についてお答えする場合もあるうかと考えております。

御指摘のような報道があつたことはもちろん承知をしておりますが、そのような報道につきまして、警察として報道機関に対して発表した事実はございません。

今申し上げましたような理由から通信傍受の実施の有無についてお答えできないということについて、御理解をいただきたいと思います。

○佐々木(秀)委員 警察から発表したんじゃないということなんですけれども、それにしても、こ

れは一紙だけじゃないんですね、数紙なんですよ。全国紙なんです、いざれも。全国紙数紙がほとんど同じ内容の記事を掲載しているわけですが、これはやはり自信を持つて、責任を持つて出たということになる。ニュースソースは相当確かなものでなければならぬ。警察が発表しなくとも、私どもとしては、国民一般も、これだけ出ているのですからこの事実はあつたんだと考えざるを得ないわけです。これはやはり、発表していないからお知らせできないというような態度では私はまずいと思うのです。

それは、捜査のいろいろな問題で、まだ途中だということになれば、確かに全部をつまびらかにできないということはあるかもしれないけれども、今局長お話しのように、通信傍受法の二十九条では、国会に対する報告ということが義務づけられているわけですね。この点は私は評価いたしましたけれども、お話しのように、年一回ということに限らず、必要に応じて報告をすることもあるという、これはぜひそうしてもらいたいと思うのです。

何といっても、この法律は、国民の権利に非常にかかわり合いがある。問題があるということであり、この委員会での審議でも随分深刻な議論がなされ、その上でつくられた法律なんですから、私は留意する上にも留意をしてもらわなければならないと思うのです。そういう意味で、これに關する情報の公開というのは、この国会に対してもあるいは委員会に対して適切に行われてしかるべきだというように私は思つてゐるわけです。

きょうの段階ではこれもまた時間がありませんからこの程度にしておきますけれども、議論をまた後にしてみたいと思いますので、本件についての経過あるいは結果についても、そしてまたこの手続が適正に果たして行われているのかどうか、またそれが本来の目的のように効果を上げるものかどうか。

この新聞報道によると、逮捕されているのは末端の組員だけで、本来ならば、この法律の目的に

は拳に、なかなか一般的な検査方法では難しいから、だから特にこういう通信傍受が必要だと言われていたということになる。ニュースソースは相当確かなものでなければならない。警察が発表しなくとも、私どもとしては、国民一般も、これだけ出ているのですからこの事実はあつたんだと考えざるを得ないわけです。これはやはり、発表していないのですからこの法律を置く必要がないという議論にござわざこの法律を置く必要がないという議論になってしまふわけですから、そういうことをどうか十分に意識をして対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

そこで、本題の法案の質問に移りたいと思います。まず、先ほど同僚の細川委員から、非常に大所高所に立つた、あるいは司法書士のあり方などについてのお尋ねがございましたけれども、私は具体的に各論の方から入っていきたいと思いますが、その前に一つだけ、今度のこの改正案の法形式についてお尋ねしたいのです。

というのは、司法書士法の改正と土地家屋調査士法の改正、こういうことになるわけですね。これらは本来、業務は不動産の登記に関する業務であるということで、その司法書士と土地家屋調査士さんの仕事の内容というのは関連していると言えますけれども、しかし、やはり業種としては違うわけですね。しかも、それぞれの会員さんはつくっている協会も違うわけでしょう。きょうも両協会の役員さんたちお見えになっていますけれども、違っただけですね。

そういうことも考えると、この改正ということでは、本来はそれぞれの改正法案として出されるべきじゃないかと思うのに、今回これは一本にあって。それがやっとクリアされてできるということになったわけだ。このことについては土地家屋調査士さんの方は関係ないんです。

というようなことを考えると、これを一本の法律でやるということは、私は、前例があるにして最も問題がある、やはり別々に独自のものとして扱うべきだったというように思います。しかし、これはもう出されてしまつて、からしようがないうべきだたというように思います。それはもう出されてしまつて、からしようがない。これは苦言を呈しておきます。これからもこういうことを便宜的にやられたら私はいかぬと思う。今度のことはしようがないだけれども、これは苦言を呈しておきます。これからもこういうことを便宜的にやられたら私はいかぬと思う。今度のことは本当に問題ですよ、本当は。そのことをぜひ肝に銘じておいていただきたい、こう思います。

そこで、内容に入りますけれども、司法書士法の改正案で、三条の五号と七号に「相談」という言葉が出てまいります。

司法書士たちが從来から、相談業務というか、業務の内容として相談ということをぜひ認めてもいい、やりたい、それを広げていきたいということで、消費者の皆さんとのニーズにも応じていきたいという気持ちを強く持っていたことは御承知のとおり。

先ほども、法務大臣からも民事局長からも、司法書士さんは最も市民に身近な法律家だ、こういふお話をございました。ということになると、ここで言う「相談」というのは、私は、法律相談と書かれていないけれども、法律家の行う相談なんですから法律相談と理解をしてもいいのではないかと思うんですけれども、まず、それでよろしいかどうか。

○房村政府参考人 まず、今回の新司法書士法第三条の第七号では、「民事に関する紛争」括弧で制限はあります、「について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理する」ということを司法書士の業務として明記しておりますが、これは、紛争についての相談に応ずるということです。さいますから、当然法律相談という理解でよろしいと思っております。

○佐々木(秀)委員 そのお答えを聞いて安心しながら、しかし、実は五号と七号では、その相談の書き方がちょっと違つわけですね。というのは、第三条の五号の方では、「前各号の事務について相談に応すること」、こうなっている。それから、七号の方では、「民事に関する紛争について相談に応じ、この民事に関する紛争というが、簡裁の民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるもので、今度の訴訟代理権との関連で」ということになるわけですね。

この両規定、七号の方は紛争に関する相談ということが書かれているんだけども、これは、双方の違いというか使い分けというか、それが意識されてこういうように書かれたのかどうか、そこはどうなんですかね。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

か、業務の内容として相談ということをぜひ認めてもいい、やりたい、それを広げていきたいということで、消費者の皆さんとのニーズにも応じていきたいという気持ちを強く持っていたことは御承知のとおり。

司法書士の業務について、それを当然依頼者から受ければ、その依頼の趣旨に沿って適切な登記申請あるいは裁判関係書類を作成するために一定範囲で相談に応ずることがあり得るということから、このようなことを改めて明記したわけでございますが、これは、基本的には、そういう登記申請あるいは裁判関係書類の作成についての相談といたことになりますので、対象事務の性質から相談内容にも一定の制約が入ってくるだらうということは言えると思います。

それに対しまして、七号の方はまさに紛争についての相談そのものですから、紛争解決に必要な法的手段の教示など、いわゆる法律相談として広く理解されているところがこの七号の、もちろん紛争についての制約はござりますが、相談内容についてはそういう制約というものは考えにくいでござります。

そういう意味で、対象となるものが紛争についての相談であるのか、依頼を受ける事務についての相談であるのかということから、相談内容における相談は出るだらうと思っています。

○佐々木(秀)委員 これもちょっと念のためにお尋ねをしておきたいのですが、御承知のように、私も弁護士なんですが、弁護士の場合には、法律相談に応じた場合に、その相談に対する報酬をいだくことができるんですね。有料法律相談。無料でももちろん法律相談することもございますけれども。そうすると、司法書士さんの場合には、相談に応じた場合に、それについて報酬をいたくだることはできるのかどうか、それはどうなんですか。

○房村政府参考人 司法書士の業務として法律に明記してございますので、それについての対価を報酬として受け取るということは何ら差し支えがないません。

○佐々木(秀)委員 はい、よくわかりました。

なんですね。

ただ、そうなつてくると、果たしてそれで全部賄えるのかどうか。つまり、隣接法律専門職種だと企業法務との関係から一概に弁護士法の七十条でみんなくるということでいいんだろうか。もう少しそれぞれの職種の実態なんかを踏まえて、それによる配慮というのもそれぞれの法律であってもいいようにも思うんだけれど、それを全部くくって支障はないんでしょうか。

○房村政府参考人 現行法の体系でいきますと、法律業務に関しては弁護士法が一番基本的にございまして、そこで弁護士以外の者については法律事務の取り扱いを禁止しております。そういう一般的な禁止の中で、それぞれの専門事業がその専門事業の能力に応じた専門分野を設けて、そこに応じて、それぞれの事業でその職種として規定をする、そういうことによって弁護士法の適用が外れるという形になっておりますので、それは今回この十条を廃止しても基本的には同じでございますので、まさに司法書士の特性に応じて司法書士の業務とされたことについては七十二条は外れるという形になりますので、そういう意味では他の職種と比べましても差はございませんし、一般的に言つても、そういう形での扱いが現行法の理解としてよろしいのではないかと思つております。

○佐々木(秀)委員 というようにおっしゃるのだけれども、さて運用上問題がないかどうか。これからこのような改正ができる場合に、また運用との関連で問題にするかもしれませんので、その点は心得ていてください。

次に、先ほどもちょっと細川委員の質問の中でも触れられたかと思ひますけれども、司法書士さん、本当に長年の御要望、懸案が解決されて、簡裁事件の訴訟代理権が認められた。これは弁護士会ともいろいろなやりとりがあつたんですね。弁護士会の方でも理解をしてこうしたことが実現したというのは、本当に私は御同慶の至りだと思つし、よかったです。

しかし、そこまで認めながら、受任された簡易裁判所での民事訴訟、これが確定しても、その後の強制執行の手続については代理できない、こういう規定になっているのですね。これが改正案の三条一項の六号ただし書き、それから三条の七項、両方で強制執行についてはできないということになつてているのは、これはどうも骨権奪胎じゃないかと思うのですね。訴訟代理権まで認めておきながら、それがその段階で確定してしまった、そうすると、その事件の解決のためにはやはり強制執行までいかないと完結しないということになるわけで、このことについては、例の司法制度改革審議会でも、特にそれを認めちゃいけないよなんていうことは言つていなかつと思うのですね。

では、なぜ今度の改正案でそこまで踏み込めなかつたのか。これについては、司法書士会あるいは司法書士さんからの要望もあるわけですよね。

私は、それこそ業務研修をしっかりやって能力担保をされば、せっかく訴訟代理権を認めたのだから、執行まで代理したっていいのじゃないかと。執行代理といったって直接に執行をやるわけじゃないですからね。手続の問題ですから、あと私は執行官がやるわけですから、委任するということもないんです。その辺はどういうことなんですか。

○房村政府参考人 司法書士の方々に民事執行手

件について代理権を付与すべきかどうかという点

については、司法制度改革審議会の最終意見では

何も書いていないわけですが、審議の経過では途

中検討はされて、なお民事執行手続については相

当高度な法律知識を含むものもあるので今後の検

討課題ではないかということで、最終的に意見に盛り込まれなかつたと承知しているわけでござい

ます。

そういう経過を踏まえて、今回の法案で、私ど

もとしても、民事執行手続の代理権については今

後の検討課題ということでこの法案からは除いて

ございますが、訴訟代理権の行使の実績を積んで

いただいて、その実績を踏まえて今後検討していくかと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐々木(秀)委員 今後の検討課題だということですね。では、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますが、土地家屋調査士法人ができました。その業務の範囲について、改正法の二十九条

というのがございます。

この二十九条は、土地家屋調査士法人の業務の範囲として、「調査士の業務を行なうほか、定款で定めるところにより、法令等に基づきすべての調査士が行なうことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行なうことができる。」というふうにして、法務省令で定める業務、まだこれは決めていないわけですね。これではわからぬわけです。

どうもその辺が、どういうことを想定しているのかなど、ぴんとこないので、どんなことを想定しているのか。そしてまた、想定されている

ものがあるんだとすれば、むしろ法律の方で書いた方がはつきりしてよかつたのではないかと思われるのだけれども、その辺どうなんですか。

○房村政府参考人 自然人である土地家屋調査士の方々の場合は、法律で定められた土地家屋調査士の業務以外の業務については、法律で禁止され

ていない限り自由に行なうことができるわけでござ

りますが、法人ということになりますと、逆に、

目的に記載されたこと以外の行為がないとい

います。たゞ、法人ということになりますと、逆に、

目的に記載されたこと以外の行為がないとい

りますが、法人ということになりますと、逆に、

目的に記載されたこと以外の行為がないとい

りますが、法人dbcTemplate.executeUpdate("insert into t1 values(1, 'aaa')");

りますが、法人dbcTemplate.executeUpdate("insert into t1 values(1, 'aaa')");

りますが、法人 jdbcTemplate.executeUpdate("insert into t1 values(1, 'aaa')");

にわかりやすいような解説を心がけてください。

時間が大分迫ってまいりましたので、最後になりますけれども、公共団体登記に関して、司法書士協会、それから司法書士でつくる公共団体登記協会、それから土地家屋調査士の公共団体登記協会、これもできている。この役割は私は随分大きめだと思って、だんだんそれも認知をされて、業務範囲も拡大をして信頼も得てきていると思うんです。

ところが、今度の行政改革で、従来、官公署であったものがいわゆる独立行政法人になる、性格を少し変えるということ大分ありますね。例えば国立大学なんかもそうですし、いろいろな研究機関もあるわけですけれども、そうすると、そういういわゆる独行法人の財産については、司法書士もそれから土地家屋調査士も、この公共団体協議会の方が関与できることになるのか、受託できることにならぬことになってしまふんじやないかと思われるんですね。

○房村政府参考人 御指摘の公共嘱託登記制度、これにつきましては、公共事業に伴つて大量に生じます登記事務を適切迅速に処理をするといううと、これには問題じゃないかと思うんだけれども、これはどうなんですか。

大学なんか演習林なんていうのがあって、私の北海道なんかにも、富良野というところに東大の演習林があるんですね。そういうことも今までやれていたのが今度はやれなくなるなんというふうに思ひます。

法人になるという場合にどうなるかということですが、当然、政令で独立行政法人を対象としない外れてしまつてことになるわけですが、その点につきましては、本来のこの目的に照らしまして、独立行政法人が大量に不動産登記の嘱託を伴う公共事業等を業務の目的とされていますが、ございます。

するのかどうかという点を判断して、適切に対応していきたいというぐらいに考えております。

の問題はむしろ行政改革による法人の性格の変更というか、機構も変わるわけですから、それからの関連ということにはなるけれども、しかし、いずれにしても、対応の仕方は確かに変化が

出てくるわけですね。従来の関係ががらっと変わっちゃうとやはりいろいろなところで問題が出てくるんじゃないかなと思いつつ、そういう意味を加味して対応をやはり考えていただかなければならぬのではないだろうか。先ほど言った運用の問題もありますけれども、これを見定めて、なおよりよいものにしていかなければならぬんじゃないかな、そういうことを感じます。

以上申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○園田委員長 加藤公一君。
○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でございま
す。

今回は、土地家屋調査士法、司法書士法、一括で出ておりますが、土地家屋調査士法につきましては、本日の諸先輩方の議論の中でおおむね疑問

点は私拭をされておるかと思いますので、司法書士法の改正案、とりわけ、簡裁の訴訟代理業務の部分について、幾つかの視点から大臣のお考えを伺つてまいりたいというふうに思います。

ます、改正後の司法書士法の三条二項一号の研修でございます。いわゆるちまたで言つところの百時間研修でございますが、この費用は一体どうなつたが負担をされるんでしょうか。

○森山国務大臣　この研修は、司法書士が行い得る業務範囲を拡大するために任意に受講するもの

○ございまして、その費用は、これを受講する司法書士が負担するというふうに考えております。なお、研修を実施する法人として想定されておりまます日本司法書士会連合会においては、研修費用の一部をこの団体が負担することも検討していると承知しております。

○加藤(公)委員 では、別の観点から伺います。が、司法修習生、司法修習について、は今一体だれがこの費用負担をされていらっしゃいますか。

○森山国務大臣 司法修習生の修習に関する事務所は、法律上、最高裁判所に置かれた司法研修所がとり行うものとされておりまして、裁判所の経費は国の予算に計上されておりますので、司法修習生の修習に要する費用は国庫から支出されているものと承知しております。

○加藤(公)委員 確かに、今の御説明のとおり、法律に従つて国の予算で司法修習を行われていい。一方、司法書士の皆さんは任意の研修だからと言わればそれまでありますが、しかし、別の観点ですと、これまで弁護士さんのみが認められていました訴訟の代理業務が、たとえ一部とはいって司法書士さんにも今後認められる。

一方は国の費用で修習が受けられ、一方はあくまでも自己負担です。よと連合会から出るといつても、もとをただせば書士さんの集団でございますので。これは、やはり視点を変えれば不平等に当たるんじゃないかと思いますが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○森山国務大臣 この研修は、簡裁訴訟代理関係業務を行うための能力を涵養するということであり、そのために、司法書士が行い得る業務範囲を拡大するためには意に行うというものでござります。ですから、この費用は、それを受講する司法書士本人が負担するのが相当ではないかと思います。先ほど、司法書士というものが改めてその内容について改革をして拡充していくこと必要性ではないかという御指摘が質問者の中からございました。そういう場合にはまた違う考え方もありますが、現在の場合は、従来の司法

書士の仕事、免許を持って仕事をしていらっしゃる方が、さらに自分の業務を拡大したいといううえで任意にお受けになるということで、このようになつてはいると考えております。

○加藤(公)委員 確かに、研修を受けるかどうかは任意かもしませんが、国の司法制度の中では、あくまでも利用者の利便性を向上させるために司法書士さんにもその簡裁の代理業務を受持つていただくという考え方もあるわけであります。片や司法修習、確かにこれは弁護士さんためだけじゃありません、検事さん、判事さんなられる方もあるし、それはさまざまあります。が、そちらは、当然国の費用でしていく、しかも、法律に従つて給与もその間支払われているのです。聞くところによりますと、今年のその費用、給与だけで予算が五十八億円ほどかかりであります。聞くところによりますと、今までの費用を合算すると、今年かかるべきではないかと思ひますが、いま一度大体のお考へをお聞かせください。

○森山国務大臣 先生御指摘のような考え方もあり得るとは思いますが、一方におきまして、司法修習生の経費を全部国が持つのはどう、という御意見もあるわけでございまして、いろいろな方面からこれら検討するべき課題がたくさんあると思います。したがいまして、今の時点は、当面このように新しい業務をつけ加えると、そこで任意にやつていただくという立場をとさせていただいております。

○加藤(公)委員 司法修習の費用を全額国が負担するのかいかがかという議論があるという、私まで予想しておりませんでしたが、御発言を

いただきました、感激していいのかどうかわかりませんが、この手の質問をするというのはなかなか勇気の要ることでございまして、実はこの委員会にもその司法修習を受けられた先生方が多いのですから、恐らくこれは私がでなければ聞けないだろうと思つてあえて質問させていただいておりま

あくまでも、私が申し上げているのは、国が役に立つから国費で負担をする、もうそれは当然結構なんです。ですから、検事さん、判事さんになられる方の研修費用を持つというのは、それは筋でいいと思いますが、非常に痛い視線を感じながら申し上げますと、弁護士さんの費用を国がすべて持つというのが本当に正しい道かということとのバランスで、司法書士さんの件については公費で負担をするのか、それとも両方とも私費にするのかということを今後ぜひこれは検討をしていただきたいなど。損得の問題ではなくて国としての筋論の問題だと思いますので、大変大切な皿税の使い道でございますので、これはぜひ御検討をいただきたいと思いますが、せめて検討をするといふことに関して、いま一度御確認をとらせてください。

○森山國務大臣 司法修習生というのは司法試験に受かった、合格した方でございますが、その後修習を受けなければ、何の役にも立たないと言つちや申しわけありませんけれども、仕事にはならないわけでござります。だから、これは義務でございまので、そういう観点もちょっとこの件とは違う、きょうの問題の司法書士さんの話とはちょっと違うと思ひますが、先ほどもちょっと申し上げましたようないろいろな検討課題が提示されておりますので、全体としてよく考へるべきものだと思っております。

○加藤(公)委員 ぜひお考へをいただきたいといふふうに思ひます。

続きまして、同じく研修の件でございますけれども、この研修を実際にいつから始められるのか。この点、改めて伺いたいと思ひます。

○森山國務大臣 この改正司法書士法を成立させたていただきますと、施行は平成十五年の四月一日を予定しております。同法第三条第二項第一号の指定を受けようとする者がそれまでの間に同条第三項に定める研修計画を策定いたしまして、改法施行後速やかに法務大臣の指定を受けることができる、平成十五年度の比較的早い時期、まあ希望的に申せば夏の前ぐらいから研修を開始することができるのではないかと考えております。

○加藤(公)委員 では、その研修を始めるとして、一体どれぐらいの方がその研修を希望されるというふうに見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○森山國務大臣 既存の会員であります司法書士は約一万七千人いらっしゃいます。これらのうちどのくらいの方が研修を受講されるかというのには、今のところはまだ確実な予想は難しいわけですがございます。

しかし、日本司法書士会連合会が平成十四年、ことしの一月に会員を対象に実施いたしましたアンケートによりますと、約六〇%の会員が受講を希望していらっしゃる、さらに約二三%の会員が受講を検討しているという回答があつたということをございますので、これらのことから考えますと、日本司法書士会連合会においては、一万人を超える者が希望するのではないかと予想しておられるわけでござります。相当数の司法書士が認定を受けるものと想定されるわけでござります。

また、毎年、新規登録者は約六百人ぐらいでございますが、この新規登録者については、かなり多くの方が認定を受けるための研修を受講するのではないか、これもまた予想でござりますが、そんなふうに考えております。

○加藤(公)委員 そうしますと、初年度、この法律が施行された後、まずとにかく、ざつとですけれども、約一万人の方が研修を受けたいというふうに希望されたといたしますと、果たして、その方々が皆さん研修を終えられるまでにどれぐらいかかるかと考えていらっしゃいますか。

○森山国務大臣 確実な予想は困難だという前提で申し上げますと、改正されてしまらくの間は多数の方が希望されるだろうというふうに思います。実施機関となると考えられております日本司法書士会連合会におきましては、年数回ぐらい実施したいというような御意向、そういう方向で検討していらっしゃるということになりますが、会場とか講師とか、そういう方々の確保の見込みについては今のところまだ現実に把握しておりませんので、具体的な見込みはちょっと申し上げかねるわけでございますが、まあ希望として申し上げればできるだけ速やかに研修の受講を希望する方に対する研修が完了するよう期待したいというふうに思います。

○加藤公二委員 法が施行されると、世間では、あ、なるほど、今度は司法書士さんの事務所に行つてもこういうことをお願いできるんだということに、一般的の利用者からすると、そうとられるわけでして、普通であれば来年の四月一日から、あ、書士さんの事務所に行けば簡裁の件は任せしていいんだなと思われる方が多いと思うんですね。

ところが、今の御答弁だと、研修スタート自体が夏か夏前、それから一万人の方が順番にということになりますと、あら、法律変わったはずなのに、いつになつたらそのサービスしてくれるんだ、結局だめじゃないか、弁護士さんのところに最初から行った方がいいな、こういうことになってしまふんじやないか。何も私、弁護士さんの仕事を奪おうと言っているわけじゃないですが、結局そなっては、実績を積んでいただいて利用者の利便性を向上させようという趣旨に反してしまふんじやないかというふうに思います。

その意味では、これは法律上いろいろ課題もあるかとは思いますが、法が施行される前に研修をするかスタートさせるということができるないものでしょ

うか。大臣、いかがお考えですか。

○森山國務大臣 そういう考え方もあり得るかも知れませんが、私どもいたしましては、やはり法律が施行された上で、それに基づいて行われるべきものだというふうに思いますので、その上できだけ早くというふうに思っております。

○加藤公 委員 もちろん急いでいただきたいのはやまやまでし、それは書士会の連合会の皆さんもそう御努力をされることになると思うんですが、そうはいつても、一万人がある日突然同時にその認定を受けられるわけじゃないわけですから、資格認定が始まつた後も、ある方は何かしらの理由で先に代理業務ができる、ある方はずっと後になってしまいます。そうすると、これは御同業の中で大変な不公平が生じることになるわけでして、例えば法の施行前から研修をスタートして、希望される方が皆さん研修を終わった段階で法施行ということになれば、この不公平感も払拭をされるんじゃないかと思いますが、いま一度伺います。これは多分法律上の知恵のレベルで改善をできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、大臣。

○森山國務大臣 研修そのものが、法律が施行されて、その法律による指定があつて初めて研修ができるという筋になつておりますので、残念ながら、御提案のとおりにはいかないと思います。現実には、できるだけ早くということでお願いするというしかほかに方法はないと思います。

○加藤(公) 委員 それであれば、私よりも法律のプロの方がつくられた法案でありますから、その研修の指定の施行だけ先にすればよかつただけのことではないかと思いますが、いかがですか。

○森山國務大臣 私も法律の専門家ではありませんので、そのようなやり方が可能であるのかどうか、ちょっとと判断いたしかねますが、現在お願いしているこの法案によりまして、これを成立させさせていただいた上で、できるだけ早くというふうに思っております。

○加藤(公) 委員 大臣に法律のプロじゃないと言わると、それはちょっと私もかみつかなきやい

議決定したものでございますが、その三ヵ年計画におきまして、資格者間における競争を活性化する観点から、資格者における報酬基準を削除する所とされたいた点を実現するものでございます。

従来は報酬の額が会則で定められておりましたのが、この改正によりまして、報酬の額がより自由に定められるということになりまして、資格者間ににおける公正な競争の活性化が図られるというふうになるかと思います。

○加藤公(公)委員 きょう公取の方にもお見えいただいていますかと思いますが、ちょっと確認をさせていただきますが、この規定がなくなつたときに書士会及び書士会連合会の会則に報酬規定を置くということになると、これは独禁法に触れますか、どうですか。

○檜崎政府参考人 御説明いたします。

公正取引委員会では、司法書士会などの資格者団体の活動につきまして、昨年六月に、独占禁止法上の考え方、いわゆるガイドラインの原案を公表いたしまして、各界から意見を求めまして、その意見を踏まえまして、昨年十月に、考え方、いわゆるガイドラインを公表したところでございます。

御指摘の報酬規定の件につきましては、このガイドラインにおきまして、会則に資格者の收受する報酬に関する基準を記載することが法定されない場合において、標準額、目標額等、会員の收受する報酬について共通の目安となるような基準を設定することにつきましては、独占禁止法上、原則的に問題となるという考え方を明記しているところでございます。

ただ、報酬に関する活動すべてが独占禁止法上問題となるというわけではありませんで、さまざまな活動がございます。例えは会員が收受している報酬の調査をして、平均値あるいはそれを概括的に取りまとめる、あるいは、会員の報酬に関する原価計算とか積算の方法につきまして一般的な指導をするとか、そういうふうな活動にとどまる限りにおいては原則的に問題がない。問題とな

る事例と問題とならない事例を書いているところでございます。

○加藤(公)委員 ということですので、今後は、

自由に決められるというよりは自由に決めなければならぬわけとして、そのときに、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも利用者の利便性という観点からすると、個々の司法書士さんの報酬というものが公開をされていなければならぬと思いますが、これについてはどういう手立てをお考へでいらっしゃいますでしょうか。

○森山國務大臣 おっしゃるとおり、資格者に依頼する国民の立場から見ますと、報酬額がどうなるのか、高いのか安いのかというようなことは非常に重要な関心事でございます。

そこで、資格者団体の会則におきまして資格者が自身が定めた報酬額を事務所において掲示するなどいたしまして依頼者に明示するというほか、統計等の数値や報酬額の算定についての考え方などをインターネット等により公開するということによりまして、報酬に関する情報の公開を図るということを検討しております。

また、従来は報酬の額が会則で定められておりましたけれども、先ほど来お話しのように、この改正によって会則として決めることはできなくなりました。ただ、重大な関心事であります報酬額につきまして、個々の資格者が自分で決めた報酬額を自分の事務所に掲示をいたすなどいたしまして、依頼者が不安に感じないように明示してはつきりとするようにといふことを検討しているわけでございますが、法務省といたしましても、省令におきまして個々の司法書士にその報酬体系を依頼者に明示する義務を負わせることを検討しているわけですが、法務省といたしましても、明示をするということを特に義務づける趣旨で省令に決めたいというふうに考えております。

○森山國務大臣 おっしゃるとおり、利用者にとってはつきりとわからなければ意味がないわけ

でございますが、明示をするということを特に義務づける趣旨で省令に決めたいというふうに考えております。

○加藤(公)委員 その点、改めてお願ひをして、

あとインターネットの件も、それをやつたから

オーケーとぜひ思わないでいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、あくまでも利用者の利便性

の向上という観点から、この法律もそうです。

今後の司法制度改革にも取り組んでいただきたい

ということをお願いして、終わりたいと思いま

す。

○國田委員長 次回は、来る九日火曜日午前十時

理事会、午前十時三十分委員会を開会する」と

し、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

平成十四年四月十五日印刷

平成十四年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E